

# 一般社団法人日本肝臓学会個人情報保護に関する内規

平成 25 年 6 月 5 日制定

第1条 この内規は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」として一般社団法人日本肝臓学会（以下「当学会」という。）に所属する正会員、名誉会員、賛助会員（以下「会員等」という。）の個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う上での遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 この内規において「個人情報」とは、会員等からの申し出に基づく次の各項とする。

- ① 会員番号、専門医番号などの個人を識別できる番号
  - ② 氏 名
  - ③ 性 別
  - ④ 生年月日及び年齢
  - ⑤ 理事、監事、評議員、一般会員等の会員区分
  - ⑥ 入会年月日
  - ⑦ 会員としての所属地区
  - ⑧ 専門分野
  - ⑨ 会費入金情報
  - ⑩ 勤務先の名称
  - ⑪ 勤務先の所属、職責
  - ⑫ 勤務先の住所、電話及び FAX の番号
  - ⑬ 自宅の住所、電話及び FAX の番号
  - ⑭ メールアドレス
- 2 当学会が一般社団法人日本肝臓学会定款（以下「定款」という。）第4条に定める目的を遂行する上で収集した会員等の個人に関する情報については、前項の規定にかかわらず「個人情報」として取り扱う。

第3条 当学会は、会員等の個人情報について漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために会員情報管理者及び補助者を置く。

- 2 会員情報管理者及び補助者には、理事長及び事務局長を充てる。

第4条 当学会は、会員等の個人情報について定款第5条に定める当学会の事業にのみ利用するものとし、これ以外の目的には利用しない。

第5条 当学会は、入会時及び会員として所属した後に会員等の個人情報を取得した場合は、当該会員に利用目的を通知する。

- 2 当学会は、学会誌、ホームページなどで広報するとともに業務を遂行する上で会員の個人情報について正確な情報を取得するよう努めるものとする。
- 3 当学会は、会員等から、当該本人に関する保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を行うものとする。

第6条 会員情報管理者は、個人情報を取り扱わせる職員及び会員に対して、当該個人情報の安全管理を図るよう必要かつ適切に監督するものとする。

第7条 会員情報管理者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、委託者と覚書を交わして、委託する個人情報の安全管理を図ることとする。

第8条 会員情報管理者は、法の定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、社会に対して情報公開を目的とする理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名、会員氏名については、公表するものとする。

第9条 会員情報管理者は、保有する個人情報について、本人から当該本人が識別できる保有個人情報の利用目的の通知、開示を求められたときは、本人に対して遅滞なく通知する。

第10条 この内規に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の定めるところによる。

#### 附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

注 平成 17 年 4 月 1 日に施行された『個人情報の保護に関する法律(以下「法」という)』第 2 条第 3 項では、個人情報データベース等を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」と規定し、社団法人日本肝臓学会も「個人情報取扱事業者」とされている。

「個人情報取扱事業者」に対しては、法の諸規定を遵守する義務があり、これを遵守するため、平成 17 年 10 月 4 日の社団法人日本肝臓学会理事会において制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行した。